

入札公告

自動販売機の設置に係る一般競争入札について次のとおり公告する。

令和2年11月30日

神栖市長 石田 進

1. 入札に付する事項

(1) 件名	神栖市役所分庁舎他2施設清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集	
(2) 設置場所及び面積	ア 場所	・茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所分庁舎 ・同波崎6530番地 波崎総合支所 ・同砂山15番地 若松公民館 の一部で神栖市が指定する位置及び面積
		物件番号 位置
		2分庁舎1 分庁舎1階 スタッフルーム2入口
		2波崎総合支所2 波崎総合支所 正面入口北側
		2若松公民館1 公民館ロビー
	イ 面積	2.00㎡以内 缶・ボトル飲料自動販売機1台(幅120cm以内×奥行75cm以内×高さ190cm以内)及び空き容器回収ボックス設置分
(3) 使用許可予定期間	令和3年1月4日から令和7年12月28日(分庁舎・若松公民館) 令和3年4月1日から令和8年3月31日(波崎総合支所)	
(4) 入札・開札日時、場所及び方法	ア 日時	令和2年12月15日(火)午前10時00分～午前10時10分受付
		物件番号 入札・開札時間
		2分庁舎1 午前10時15分
		2波崎総合支所2 午前10時30分
		2若松公民館1 午前10時45分
	イ 場所	茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 分庁舎 2階 会議室2
	ウ 方法	・市から送付される入札参加資格証を持参すること ・書面による入札とする。 ・入札回数は1回とする。 ・1年間の行政財産使用料を入札書に記載すること。 (ただし、消費税等相当額を除く)
(5) 入札参加申請日時及び場所	ア 日時	令和2年12月7日(月)、令和2年12月8日(火) 午前9時から午後4時(正午から午後1時を除く)
	イ 場所	茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 本庁舎 2階 契約管財課 ※持参または郵送(配達証明付、書留郵便)とします。
(6) 仕様等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清涼飲料水等を販売する缶・ペットボトル・瓶・紙パックなどの密閉式の容器入り飲料の自動販売機とする。</li> <li>・転倒防止については「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。</li> <li>・消費電力については「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等(平成25年12月27日経済産業省告示第269号)」に規定されたエネルギー消費効率以上のものであること。</li> <li>・自動販売機は、漏電遮断器付のものとする。</li> <li>・自動販売機の設置及び撤去の作業は、神栖市役所分庁舎他2施設の窓口業務時間外に行うこと。</li> <li>・自動販売機の設置及び撤去は、使用許可期間内に完了すること。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒・タバコの販売を行わないこと。</li> <li>・販売品目の具体的な構成については、市との協議によること。</li> <li>・分庁舎に勤務する職員 132 名 波崎総合支所に勤務する職員 31 名</li> <li>・若松公民館に勤務する職員 5 名</li> <li>・分庁舎他 2 施設の昨年度売り上げ実績は(10) 売り上げ実績を参照のこと。</li> <li>・自動販売機設置事業者募集要項も併せて参照のこと。</li> </ul>																									
(7) 落札者の決定方法	神栖市財務規則第 107 条の規定に基づき作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同値の入札をした者が 2 者以上あるときは当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。																									
(8) 行政財産使用料	建物内に設置する自動販売機にあっては、落札金額に当該額に消費税等相当額(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加えた額を行政財産使用料とする。ただし、1 年に満たない期間にあっては、落札額を使用年の日数で除して得た額(1 円未満切捨て)に使用許可日数を乗じて消費税相当額を加えた額とする。																									
(9) 留意事項	この財産の使用権を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供することはできない。																									
(10) 売上実績 (年度別売上本数)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 分庁舎 1</td> <td></td> <td>3,895</td> <td>3,680</td> <td>3,788</td> </tr> <tr> <td>2 波崎総合支所 2</td> <td>1,325</td> <td>1,790</td> <td>1,167</td> <td>1,427</td> </tr> <tr> <td>2 若松公民館 1</td> <td>2,423</td> <td>2,393</td> <td>2,340</td> <td>2,385</td> </tr> <tr> <td>2 若松公民館 2</td> <td>2,201</td> <td>2,366</td> <td>1,943</td> <td>2,170</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 分庁舎 1 は、平成 29 年度年間の実績がないため</p>		29年度	30年度	31年度	平均	2 分庁舎 1		3,895	3,680	3,788	2 波崎総合支所 2	1,325	1,790	1,167	1,427	2 若松公民館 1	2,423	2,393	2,340	2,385	2 若松公民館 2	2,201	2,366	1,943	2,170
	29年度	30年度	31年度	平均																						
2 分庁舎 1		3,895	3,680	3,788																						
2 波崎総合支所 2	1,325	1,790	1,167	1,427																						
2 若松公民館 1	2,423	2,393	2,340	2,385																						
2 若松公民館 2	2,201	2,366	1,943	2,170																						

## 2. 入札資格要件

神栖市自動販売機設置事業者募集要項に定めるもののほか、次のとおりとする。

物件番号	資格要件
2 分庁舎 1	神栖市内に本店(住所)があること
2 波崎総合支所 2	神栖市内に本店(住所)があること
2 若松公民館 1	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所(住所)があること
2 若松公民館 2	茨城県又は千葉県内に、本店又は支店、営業所(住所)があること

## 3. 予定価格

物件番号	予定価格(年額で消費税等相当額を除いた金額)
2 分庁舎 1	金 71,200 円
2 波崎総合支所 2	金 35,800 円
2 若松公民館 1	金 34,800 円
2 若松公民館 2	金 28,900 円

## 4. 入札保証金 免除

## 5. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格要件を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札、神栖市財務規則(昭和 58 年規則第 1 号)第 112 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

## 6. 関係書類の配布期間及び場所

配布期間	令和2年11月30日(月)から 令和2年12月8日(火) 午前8時30分から午後5時15分 ただし、窓口での配布にあつては、土曜日・日曜日・祝日を除く。
配布場所	茨城県神栖市溝口4991番地5 神栖市役所 本庁舎2階 契約管財課 管財グループ

※神栖市ホームページ(契約管財課のページ)からもダウンロード可能

## 7. 質問受付及び回答

質問受付期間	令和2年12月8日(火)午後4時まで
質問方法	書面 (様式は任意のものとし、件名・質問者の住所・氏名・連絡先を明記のこと。) FAX番号:0299-95-9920(契約管財課宛であることを明記すること。) FAX送信後に契約管財課へ電話連絡すること。
回答日	令和2年12月11日(金)までに神栖市ホームページ上で回答を公表する。

## 8. その他

本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 9. 問い合わせ先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5  
神栖市役所 本庁舎2階 契約管財課  
電話 0299-90-1132  
(平日 午前8時30分から午後5時15分)